

令和6年度
町 政 執 行 方 針

令和6年6月

広尾町長 田 中 靖 章

はじめに	1
町政に臨む基本姿勢	1
1 活力ある産業のまち	3
(1) 水産業の振興	
(2) 農業の振興	
(3) 林業の振興	
(4) 商工業の振興	
(5) 観光振興とサンタランド	
(6) 十勝港の利活用	
2 安心して暮らせる支え合いのまち	8
(1) 子育て支援・地域福祉	
(2) 高齢者、障がい者福祉と介護サービス	
(3) 健康づくり	
(4) 医療体制	
(5) 国民健康保険・後期高齢者医療	
3 豊かな心を育み文化を高めるまち	13
4 住みやすさが感じられるまち	14
(1) 防災・消防対策	
(2) 交通安全・防犯対策	
(3) 道路交通・公共交通対策	
(4) 住宅環境対策	
(5) 環境衛生対策	
(6) 上下水道の整備	
(7) 脱炭素化に向けた取組と再生可能エネルギーの有効活用	
(8) 公園整備	
5 次世代に引き継ぐことができるまち	19
(1) 町民が活躍するまち	
(2) 行財政運営	
(3) 移住・定住、交流、関係人口の拡大	
む す び	23

はじめに

令和6年第2回広尾町議会定例会の開会に当たり、町政運営について所信を申し述べ、議員各位並びに町民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

この度の町長選挙において、町民の皆さまからご信任をいただき町政の重責を担わせていただくこととなりました。これからの4年間、町民の皆さまからの信頼と期待に応えるべく、第6期まちづくり推進総合計画に掲げるまちの目指す姿である「海・山・川が織りなす、希望が灯るサンタランド・ひろお」を実現するために、職員と一丸となりまちづくりに邁進してまいります。

大きな行政課題でもあります「人口減少問題」に重点的に取り組み、大胆な子育て支援や教育環境の整備を行い、未来に向けて夢と希望に満ちあふれた「ずっと住み続けたいと思えるまち」を町民の皆さまと力を合わせて築いてまいります。

町政に臨む基本姿勢

本年度は、第6次まちづくり推進総合計画がスタートして4年目となり前期の計画期間も終盤となってきております。基本的には計画に掲げる基本目標を着実に推進し、社会情勢に合わせた見直しを行いな

がら各種施策を前進させ、地域の活力を生み出すまちづくりにつなげてまいります。

先般、経済界の有志らで作る民間団体から、今後30年の間に人口減少が加速することで将来的に消滅の可能性のある自治体が公表され、本町も当該自治体として区分され社会減対策が極めて必要との見解が示されました。

このような新たな行政課題にも積極的に取り組み、未来を見据え、町民の皆さまの声を聞き、常に寄り添い、安心して住み続けられる「新しい広尾町」を築いていかなければなりません。

広尾町の豊かな自然からもたらされる地域の資源を最大限に生かした産業振興や商工観光振興を推進し、まちに賑わいを生み出し、町民の皆さまが安心して暮らせる福祉・医療、子育て・教育の充実、そして将来を見据えた堅実な財政運営などこれまでの取り組みを更に前に進めてまいります。

目まぐるしく移り変わる社会情勢の中、ゼロカーボンの実現に向けた取り組みや自治体DXの推進など社会の変革に的確な対応が求められております。

様々な主要課題の解決に最大限の努力を行い、「次世代に引き継ぐことができるまちづくり」の実現に向け、全力を挙げて取り組んでいく決意であります。

主要施策の展開

次に、本年度の主要施策の展開につきまして、第6次広尾町まちづくり推進総合計画に掲げる五つの基本目標に沿って申し上げます。

1 活力ある産業のまち

(1) 水産業の振興

本町産業の根幹をなす漁業は、海水温の上昇など海洋環境の急激な変化により、秋サケをはじめとする主要魚種の水揚げの減少、世界情勢による物価高・燃油高騰などに加え、中国の日本産水産物全面禁輸措置の長期化による影響などにより、依然として厳しい経営状況が続いております。

こうした情勢を踏まえ、本町の漁業者がこれからも漁業を生業として暮らし続けていけるよう、漁協をはじめ関係機関と連携協力し、長年取り組んでいる増養殖事業を柱に、資源回復活動や赤潮被害対策、漁業者への経営支援など様々な取り組みを進めてまいります。

また、漁協が行うウニ養殖企業化試験事業について引き続き支援を行い、新しい漁業の創出と養殖技術の確立をめざしてまいります。

マツカワについては、管内4町3漁協の広域連携により、引き続き稚魚の飼育・放流事業を進めてまいります。また、種苗の安定供給が図られるよう関係機関などと連絡を密にしながら必要な対応を行ってまいります。

さらに、町の魅力である豊富な魚種を原料とした水産加工品の販路拡大について、産業流通振興公社を中心に加工業者などとも連携協力

して取り組んでまいります。

（２）農業の振興

令和４年以降、国際情勢の変化により食料生産に欠かせない燃油や肥料、飼料など農業生産資材の価格が高騰を続け、生乳の生産抑制、牛の販売価格下落、夏の猛暑による乳量低下、家畜伝染病の蔓延なども相まって、本町の農業経営を巡る情勢は過去に類を見ないほどの危機に直面しております。

こうした情勢を踏まえ、本町農業を担う経営体の営農継続を支援するため、農協をはじめ関係機関と連携協力して生産基盤の回復と農業経営の安定化を図ってまいります。

一方、本町の農家人口や農家戸数は減少傾向に歯止めが掛からず、将来の担い手の確保・育成が喫緊の課題となっております。この課題に対応するため、第三者経営継承など新規参入者を確保する取り組みや、地域おこし協力隊制度を活用した農場派遣事業、インターン事業などを積極的に行い、指導農業士など町内の農業者とも協力しながら、若い世代の農業への興味・関心を高め、将来の担い手として育成するための取り組みを関係機関一丸となって推進してまいります。

（３）林業の振興

カラマツ及びトドマツを主体とした町内の人工林は、３５年生以下の若い林分が多くを占めており、保育・間伐を適正に実施していくことが大変重要となっております。また、今後主伐期を迎える人工林も増加していくことから、町内の林業生産活動を活発化させ、木材の需要拡大による森林資源の循環利用を着実に進める必要があります。

私有林については、森林環境税の課税が始まる令和6年度以降も、森林整備の促進や広尾サンタランドウッドの魅力向上をはじめとした木材の利用促進、林業の担い手育成につながる取り組みなど、貴重な財源である森林環境譲与税を納税者の理解を得ながら積極的に活用し、林業事業体を支援してまいります。

町有林については、引き続き適切な整備を実施し、町民の財産である貴重な森林資源をしっかりと守ってまいります。

林業振興策のひとつである「集いの杜プロジェクト」については、野塚交流館を地域に根差した施設として運営し、体験交流拠点として、また、人材育成の場として、地域おこし協力隊制度を活用しながら、さらなる充実を図ってまいります。

有害鳥獣対策については、行政、産業団体、猟友会はもとより町民とも連携し、安全確保を徹底しながらエゾシカやヒグマなど有害鳥獣の捕獲を行い、農林業被害の軽減や居住地域への出没の抑制に努めてまいります。

（４）商工業の振興

商工業は、人口減少や消費ニーズの多様化に加え、原油価格等の高騰により依然として厳しい経営環境が続いております。

こうした情勢を踏まえ、商工会と連携協力し、住民の暮らしや地域の雇用を支える大きな役割を担っている中小企業等に対する支援策や、あらゆる経済対策を講じることにより、地域外への消費の流出を抑制し、地域内循環による町内経済の活性化を図ってまいります。

また、近年、あらゆる業種において人材不足が顕在化していること

から、地域おこし協力隊制度を活用した雇用の掘り起こしや事業承継に向けた取り組みなど、町内事業所の事業活動の継続を図ってまいります。

さらに、新しく起業をめざす創業者や商品開発の取り組みを支援してまいります。

ふるさと納税では、事業者の協力を得ながら返礼品の充実を図り、広尾町の魅力を多くの方々に感じてもらうことで、寄附額の大幅な増加をめざしてまいります。

(5) 観光振興とサンタランド

観光振興については、「また来たくなる」まちをめざし、町観光協会など関係団体と連携し、町の認知度を向上させ、国内外からの交流人口や関係人口の増加を図ってまいります。多くの方々に広尾町へ来ていただくため、体験型観光の充実強化や新たな特産品開発に取り組むなど、観光資源のより一層の磨き上げを行ってまいります。

十勝港まつりなどのイベントについては、地域資源を活かしながら、来場者の満足度を高める工夫を凝らして開催してまいります。

観光情報の発信については、SNSを活用した地元製品のPR、スタンプラリーやフェアの拡充など、発信力を強化してまいります。

広域観光では、日高山脈襟裳国定公園が本年夏にも国立公園に指定される見通しとなっていることから、自然環境の保全と観光面での活用を検討するとともに、十勝観光連盟やえりも岬とんがりロード観光協議会、日高東部・十勝南部広域連携推進協議会などと地域間連携を強化し、進めてまいります。

また、交流人口の増加に向けた「道の駅」や「キャンプ場」の整備

について、関係団体と協議を進めてまいります。

サンタランド事業については、本年11月に認定40周年を迎えることから、町内外に周知を図り、町民の皆さまにも協力をいただきながら10月のツリー点灯式に併せて各種記念イベントを開催してまいります。

聖地となる大丸山森林公園については、引き続きウッドランタンをはじめとしたイルミネーションの充実を図るとともに、安心して訪れてもらえるよう施設の適正な維持管理に努めてまいります。

また、サンタカードについては、内容を刷新するなどさらなる魅力向上を図るとともに、申込方法の簡素化やPRの強化などに努めてまいります。「子どもの夢を応援するプロジェクト」については、趣旨に賛同する協力企業や団体等を広げる活動を継続実施してまいります。

（6）十勝港の利活用

重要港湾 十勝港は、本年、京浜港と結ぶコンテナ船の定期航路が開設され、利活用が一步前進しました。

昨年の貿易額は、背後圏の堅調な農業生産を背景に209億1,200万円を記録し、13年連続で100億円を上回りましたが、定期航路の開設によりさらなる増加が見込まれます。今後、コンテナ船の寄港に伴う必要な港湾施設の整備について、国への要望を行いながら推進してまいります。

これからも、十勝はもとより道東地区の農産品などの流通拠点港として、また、漁業水産基地として、飼料コンビナート関連企業や農林業関連等の積極的な企業誘致に取り組み、十勝港港湾振興会と連携し

ながら、港の利活用の促進に向けた取り組みを展開し、十勝地域における産業の発展に寄与してまいります。

2 安心して暮らせる支え合いのまち

(1) 子育て支援・地域福祉

子どもの健やかな成長と子育てを支えることは、将来を担う子どもたちへの投資であり、まち全体で取り組むべき重要な課題であります。

子育て支援については、安心して子どもを産み育てることができるよう、子ども・子育て世帯の多様なニーズに応じた施策の推進に取り組んでまいります。

子育て世帯への相談支援として、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を提供できるよう、子育て世代包括支援センターの充実を図るとともに、相談支援体制を更に強化するため、母子保健機能と児童福祉機能を合わせ持つ子ども家庭センターの設置に向けて取り組んでまいります。

助産師による産後ケア事業については、新たにデイサービス型も対象にするほか、地域で支えるファミリーサポート事業の普及を図り、育児の支援に努めてまいります。

児童施設については、暑さ対策としてエアコンを設置するなど、子どもたちが安心して過ごせる環境づくりを図ってまいります。

子育て世帯への経済的な負担軽減については、不妊治療費や妊産婦

健診費の助成のほか、出産祝い金支給事業、高校生までの医療費の無償化を引き続き行ってまいります。

また、一部無償化としている保育料の完全無償化を実施するほか、新たに在宅育児支援金制度を創設し、子育て世帯を応援する取り組みを進めてまいります。

子どもから高齢者まで誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、「第2期地域福祉計画」に沿って社会福祉協議会と連携を深めながら、支え合いを基調とした地域福祉の推進に取り組んでまいります。

先駆的に取り組んでいる重層的支援体制整備事業については、複雑化・複合化した支援ニーズに対応するコミュニティソーシャルワーカーを中心とした包括的な支援体制により、ひきこもり支援など生きづらさを抱える方に寄り添ったサポートを行ってまいります。

（２）高齢者、障がい者福祉と介護サービス

高齢化が進み、高齢者福祉の一層の充実と推進が求められる中、「第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の基本理念である「まち全体で健康寿命を延ばし、自分らしい生活を人生の最期までおくることができる広尾町」「多様なネットワークを築き、見守り・支え合える広尾町」「医療や介護が必要になっても療養・ケア・暮らしの場所について、誰もが選択と意思決定ができる広尾町」の実現に向けて、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの充実に努めてまいります。

高齢者福祉については、緊急通報システム設置事業や軽度生活支援事業により、高齢者の日常生活の安全と安心を確保するほか、生きがいや活躍の場となる高齢者勤労事業部や老人クラブの運営支援を行ってまいります。

高齢者外出支援交通費助成事業については、買い物や通院など高齢者の外出を支援することで、社会参加や介護予防にもつなげる取り組みを進めてまいります。

また、高齢者施設の暑さ対策については、デイサービスセンターと生活支援ハウスなごみにエアコンを設置し、高齢者の健康保持と安心して利用できる環境整備に努めてまいります。

障がい者福祉については、「第4期障害者計画」に基づき、障がい者が自らの選択と決定で社会活動に参加し、誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現をめざしてまいります。

障がい者の社会参加や職業訓練の機会の提供、障がいへの理解を醸成する取り組みとして、NPO法人の一まひろおと共に地域活動支援センター事業や就労体験事業を推進してまいります。

介護サービスについては、介護予防の取り組みにより、管内で最も低い水準である本町の介護認定率の上昇を抑えつつも、誰もが適切な介護サービスを安心して受けられるよう、地域包括支援センターを核とした相談支援体制を充実させ、多職種協働による在宅医療・介護連携の強化を図ってまいります。

サポーターなどの協力による、いきいき百歳体操やサロンなどの運

営を支援し、自主的に介護予防に取り組む高齢者が増えることをめざすとともに、支え合いの担い手となるボランティアの養成に努めてまいります。

認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせるよう、共生と予防を両輪として支援体制を充実させ、認知症カフェの運営など地域住民が見守り支え合うチームオレンジの活動を推進してまいります。

介護サービスの持続可能な提供ができるよう、介護職員初任者研修の開催や医療従事者等修学資金貸付制度の利用促進により、人材の確保に取り組んでまいります。

養護老人ホームと特別養護老人ホームの運営については、外国人介護職員の採用やICTの活用による介護負担軽減、待遇改善など、人材確保や職場環境の向上を図るとともに、介護サービスの質の向上により、入所者が安心して生活がおくれるよう努めてまいります。

特別養護老人ホームの建替えについては、プライバシーに配慮したユニットケアの提供により、地域に必要とされる施設づくりをめざしてまいります。

(3) 健康づくり

健康寿命の延伸や健康格差の縮小に向けて、運動習慣の定着を図るなど、町民の主体的な健康づくり活動を支援してまいります。

疾病の早期発見のため、特定健診やがん検診の受診率向上を図るとともに、家庭訪問などの保健事業により、高血圧、糖尿病、慢性腎臓病などの予防や重症化予防に取り組んでまいります。

「第２期食育推進計画」により食育に関する施策を推進するほか、歯科保健事業についても、乳幼児期から高齢期までのライフステージに沿った歯や口腔の健康づくりへの意識の向上を図ってまいります。

本年度策定した「いのちを支える自殺対策計画」に基づき、関係機関との連携体制を構築し、こころの健康づくりに関する普及啓発など生きることの包括的な支援を推進してまいります。

（４）医療体制

国民健康保険病院については、地域医療ニーズに応じた質の高い医療の提供と患者サービスの向上を図り、経営の健全化に取り組んでまいります。

また、地域の「かかりつけ医」としての役割を担うとともに、町内の医療機関との連携を強化しながら、専門外来や入院医療の充実を図り、救急患者にも対応できる地域の中核医療機関として、町民の生命と健康を守ってまいります。

（５）国民健康保険・後期高齢者医療

国民健康保険については、北海道において実施される「統一保険料」を見据え、適正な保険料設定と事務の広域化を進めてまいります。

また、重症化予防のための効果的な保健事業の展開や、後発医薬品の使用促進などにより、医療費の適正化と患者負担の軽減に努めてまいります。

特定健診については、個別訪問や受診勧奨を積極的に行ったことで

受診率が年々上昇し、令和4年度実績では56.3%、管内8位という結果になっております。「第3期保健事業実施計画」に基づき、これからも未受診者への効果的な勧奨を実施し、更なる受診率の向上に努めるとともに、個々の生活スタイルに応じた特定保健指導を行い、生活習慣病の予防と重症化予防に取り組んでまいります。

後期高齢者医療については、高齢者が安心して必要な医療を受けられるよう、北海道後期高齢者医療広域連合と連携を図り、適正な制度運営に努めてまいります。

また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取り組みを推進し、要介護状態に近づくフレイルの予防や健康状態不明者の把握など、健康寿命の延伸に向けた取り組みを進めてまいります。

3 豊かな心を育み文化を高めるまち

未来を担う子どもたちが、夢や希望をもって主体的に生きる力を身に付けることができるよう、これまでの取り組みを継続しながら着実に推進していくとともに、学校教育、社会教育の更なる充実に向け、総合教育会議などを通じて教育委員会との連携を図ってまいります。

学校施設については、小・中学校にエアコンを設置し、子どもたちの健康保持及び学習に集中できる環境整備に努めてまいります。

また、学校に通えない児童等については、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用するほか、GIGAスクール構想により整備したタブレット端末による学びを確保するとともに、中学

校においては別室登校の場を設けるなど、個に寄り添った教育を進めてまいります。

また、子育て支援の一環として、小・中学校の修学旅行費の補助、学校給食費無償化など保護者の負担軽減に努めてまいります。

広尾高校の存続のため、町による補助「サポートプラン13」を継続するとともに、新たな支援について検討してまいります。

また、広尾町の歴史・文化などの功績を保存・伝承するための取り組みを進めてまいります。

このほか、教育関係の具体的施策につきましては、教育長から申し上げます。

4 住みやすさが感じられるまち

（１）防災・消防対策

本町の防災は、地域防災計画や強靱化計画に基づき、被害を最小化し、迅速な回復を図る「減災」の考えを基本とし、住民の生命、身体及び財産を守るため、様々な防災・減災対策を推進してまいります。

令和4年7月、北海道から日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震による道内市町村ごとの被害想定が公表され、同年9月には、特に甚大な被害が見込まれる「特別強化地域」として本町が国から指定を受けております。これを受け、本町では特に厳冬期における地震・津波対策

に重点を置いた様々な取り組みを進めてまいります。具体的には、地震・津波避難訓練を通じて住民に対し適切な避難行動や備えを行うための意識啓発を図るとともに、自力で避難できない方の支援体制づくりを検討してまいります。

避難生活に必要な物資の備蓄については、住民や事業所、自主防災組織などとの連携を強化し、行政備蓄と、それを補完する個人備蓄、流通備蓄の確保に努め、冬季の避難生活に対応できるよう、まち全体で備えの充実を図ってまいります。

地域の防災体制については、引き続き自主防災組織の更なる設立を推進し、共助の力による地域防災力の充実を図ってまいります。

防災教育の面では、自主防災組織と高校生が連携した訓練や町内小中学校での講話や訓練など、防災に関する系統的な学びを支援し、人材育成を図ってまいります。

台風などの大雨による流木等の海岸漂着物については、確実に対策を推進するよう、引き続き国や北海道に要請してまいります。

消防については、教育訓練による知識・技術の向上を図るとともに、消防団員の確保、消防団活動への支援に取り組んでまいります。

また、消防団員の安全装備、災害時の拠点となる消防施設を適切に管理し、地域防災力の充実強化を図ってまいります。

(2) 交通安全・防犯対策

交通安全対策については、「デイライト運動」の普及をはじめ、各種啓発活動により交通安全意識を高める取り組みを展開してまいります。

す。

また、高齢者の運転免許返納を支援する助成事業の継続、通学路の現地調査など、交通事故撲滅を推進してまいります。

防犯対策については、町民に対し様々な情報提供を行い、犯罪のない明るく住みよいまちづくりをめざしてまいります。

消費者保護対策については、気軽に相談できる体制の構築や広報活動の実施、関係機関との連携強化など、消費者保護と被害防止に努めてまいります。

（３）道路交通・公共交通対策

令和４年３月に広尾までの事業化が決定した高規格道路帯広・広尾自動車道については、十勝港への定期貨物航路計画などの物流機能に大きく寄与するほか、災害対策、救急医療、観光振興などまちづくりに欠かすことのできない大変重要な道路であります。今後も、一日も早い全線開通に向けてまちぐるみで要望活動に取り組んでまいります。

町道については、保守点検を行い、維持補修や道路整備を計画的に実施してまいります。

除雪については、迅速に通行の安全を確保するため、丁寧かつ効率的な体制整備に努めてまいります。

公共交通については、人口減少やコロナ禍を原因とした利用者の減少や乗務員不足などによる民間交通の縮小など、総じて厳しい状況下にあります。

重要な地域間交通の一つである十勝バス広尾線の維持に向け、利用方法の周知等に努め、利用促進を図ってまいります。

J R 北海道バス日勝線「広尾・庶野間」については、広尾高校への通学便としての利用実態などを踏まえ、えりも町と継続協議してまいります。

「高速ひろおサンタ号」については、昨年11月より運休となっておりますが、今後も運行再開に向けJ R 北海道バスへの要請活動に努めてまいります。

（４）住宅環境対策

公営住宅については、公営住宅等長寿命化計画に基づき、改善事業及び除却事業を継続的に実施するとともに、適切な維持管理を実施し、住宅環境の保全・充実に努めてまいります。

空き家対策については、危険空家等の実態把握を継続的に行い、個別の状況・事情を把握し、指導・助言等を行ってまいります。

また、取壊しに対する助成制度の継続及び空き家の利活用促進にも努めてまいります。

（５）環境衛生対策

環境衛生対策については、「ごみ処理基本計画」に基づき、1人1日当たりのごみの排出量1,000グラム以下が達成できるよう、ごみの減量化、資源化、適切な分別の徹底に取り組んでまいります。

また、ごみの減量化に向けた新たな取り組みとして、生ごみ処理機の購入費助成を行ってまいります。

ごみの不法投棄対策やペットの適切な飼育管理については、住民意識の高揚を図り、清潔で住みよいまちづくりに努めてまいります。

（６）上下水道の整備

上水道事業及び、簡易水道事業、簡易給水事業については、計画的な更新・整備を引き続き実施し、水道施設の効率的な維持管理と水道水の安定供給に努めてまいります。

公共下水道事業については、終末処理場の耐震診断や施設更新計画に基づき、機械設備の計画的な更新・改修を進めてまいります。

個別排水処理施設整備事業については、下水道未整備地域における生活環境改善のため、合併処理浄化槽の普及に取り組んでまいります。

（７）脱炭素化に向けた取組と再生可能エネルギーの有効活用

国は、温室効果ガスの排出量を２０５０年までに実質ゼロとする「カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現」を宣言し、北海道は「ゼロカーボン北海道」の推進を打ち出し、各地域で脱炭素化に向けた取り組みが積極的に進められております。

本町は、町有地面積の約８割を占める豊かな森林資源やブルーカーボン活用可能な海洋資源に加え、家畜ふん尿、太陽光、風力、波力など様々な種類の再生可能エネルギーに恵まれております。

今年度は、ゼロカーボンシティ宣言を行ったうえで、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定により、これらの資源を有効活用し、地方創生や地域課題の解決につなげてまいります。

また、公共施設への再生可能エネルギーや省エネルギー設備の導入

についても引き続き検討してまいります。

さらに、家庭や職場における脱炭素化に向けた行動として、節電、省エネルギー、省資源、環境負荷軽減の取り組みについて、町民や事業所への啓発を行ってまいります。

（８）公園整備

新たな公園整備については、議会や町民の皆さまからのご意見を踏まえ、今一度立ち止まり、アンケート調査や町民説明会などを実施し、整備内容の再検討を進めてまいります。

また、既存の公園については、適切な維持管理を実施し、安心して利用することができる環境の整備に努めてまいります。

５ 次世代に引き継ぐことができるまち

（１）町民が活躍するまち

令和３年度から始めた「まちづくり町民みらい会議」は、まちづくりへの参加意識の向上を図り、未来のまちづくり人材の育成につなげていくための制度で、今後もテーマに応じて開催してまいります。

また、町民が主体的に取り組むまちづくり活動に対しては、５年間継続して財政的な支援を行うことにより、町民主体の多彩なまちづくり活動の促進及び機運醸成を図ってまいります。

町内会活動については、人口減少や少子高齢化、町内における世帯数の偏重などにより、役員のなり手がなく、コミュニティ機能の維持が危ぶまれる町内会が顕在化しております。こうした状況を踏まえ、各地域の実情に寄り添いつつ、あらゆる支援を行ってまいります。

広報活動については、公式ウェブサイトと広報紙を両輪とし、町民通信員制度も活用しながら地域の魅力や課題から身近な情報まで幅広く紹介することで、分かりやすく親しみやすい広報に努めてまいります。

広聴活動については、まちの情報をオープンにし、町長とのふれあいミーティングや地域分担制、まちづくり意見公募、各種アンケート調査など様々な意見提出機会を提供することで、町民が意見や要望を出しやすい環境を整えてまいります。

（２）行財政運営

地方交付税の減少など厳しい地方財政状況が続く中、本町の令和５年度末の町債残高については、全会計を合わせ約１１４億円と依然として高い水準にあります。

急激な円安の進行や燃料・資材価格の高騰が続くなど、依然として地元経済への影響があり、今後の財政収支の見通しは、更に厳しい状況が予想されます。

人口減少や少子高齢化が続く中、第６次まちづくり推進総合計画を確実に実行するため、第５次行政改革大綱の後期の取り組みを推進し、財政運営の効率化を図り、健全な財政基盤の確立に努めてまいります。

今後も、広域化する行政課題への的確に対応するため、近隣市町村の魅力を活かしながら、相互に役割分担し、連携・協力してまいります。

「定住自立圏の形成に関する協定書」に基づき、地方圏への人口定住を促進する自治体間連携の取り組みを進めてまいります。

（３）移住・定住、交流、関係人口の拡大

少子高齢化や人口減少が進み、地方の活力低下が懸念される一方で、コロナ禍を契機として都市部の住民の地方に対する関心が高まり、北海道にとってハンデとみなされてきた広域分散型の地域構造、首都圏からの距離などを強みに転換できる状況にあります。地方に魅力を感じた若い世代が定住し、企業や都市部の住民から支援を得ることができる魅力的で活気のあるまちをめざし、地方創生の取り組みを更に推進してまいります。

第6次まちづくり推進総合計画に掲げた様々なプロジェクトの実現に向けては、産業団体をはじめ関係機関と連携・協力しながら分野を横断して取り組んでまいります。また、地域おこし協力隊制度を活用し、移住・定住の促進や空き家対策、都市部との交流などを更に進めてまいります。

令和4年度から開始した奨学金返還支援助成を継続し、町内で人材が不足する職種の働き手を確保するとともに、子育て支援制度の充実により若い世代の定住と就業の促進を図ってまいります。

また、国のふるさとワーキングホリデー制度を活用して関係人口の拡大を図るとともに、移住希望者が本町での就業や子育てを具体的に思い描くことができるよう、様々な機会や方法を活用して移住を働きかけてまいります。

結婚対策では、結婚に伴う新生活に係る費用への助成を行うとともに、様々な職種の町民が交流するイベントを開催し、結婚生活への支援や出会いの場の創出に取り組んでまいります。

地域間交流については、西海市、芽室町、東京都荒川区との交流の絆を深めると共に、関係人口の拡大に大きく寄与することから、従来行っている交流を充実させ事業の継続性を確保し、関係人口のさらなる拡大と、まちの賑わいの創出に努めてまいります。

む す び

以上、令和6年度の町政執行に臨む私の所信を述べさせていただきました。

地方を取り巻く環境は厳しさを増しておりますが、様々な問題の解決に向けて、まちづくりの主役である町民の皆さまと対話を重ね、多くのご意見に耳を傾け、町民の皆さまとともにまちづくりを進めてまいります。

本年は広尾町がノルウェーのオスロ市から国外初、日本唯一のサンタランドの認定を受けてから40年の節目を迎える年となります。

「愛と平和、感謝と奉仕」の基本理念を念頭に、広尾町らしい魅力、夢、ロマンを兼ね備えた「魅力あふれる広尾町」をめざして、職員一丸となって、町政の推進に取り組んでまいります。

議員各位並びに町民の皆さまの一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、町政執行方針といたします。